公益社団法人日本表面真空学会 講演奨励賞規程

2020年9月26日理事会承認

(目的)

- 第1条 公益社団法人日本表面真空学会(以下本会という)は、若手研究者奨励のため、日本表面真空 学会講演奨励賞を設け、本規程によって授賞する。
 - 2 本賞は、本会の学術講演会において、表面・真空科学技術の発展に貢献しうる優秀な一般講演論 文を発表した若手会員に対して講演奨励賞を授与し、その功績を称え研究意欲を高めることを目的 とする。

(種別)

第2条 本賞には受賞対象者の資格に応じて「講演奨励賞(若手研究者部門)」、「講演奨励賞(新進研究者部門)」および「講演奨励賞(スチューデント部門)」を設ける。

(表彰対象)

第3条 表彰対象は、本会の学術講演会において、表面・真空科学技術の発展に貢献しうる優秀な一般 講演論文(ポスターセッション論文を含む)を発表した個人会員であり、かつ本講演奨励賞(表 彰対象部門)をまだ受けていないものであって、該当部門に応じて以下の項目を満たすものとす る。

(三部門共通)

- 1) 講演論文の筆頭者であること。
- 2) 登録された登壇者であり、かつ実際に登壇した者であること。
- 3) 講演申込み時に、講演奨励賞に応募(ただし各回1人1件に限る)した者。

(若手研究者部門)

4) 個人正会員であり、発表年の4月1日時点で満33才以上、満39才以下であること。

(新進研究者部門)

5) 個人正会員であり、発表年の4月1日時点で満32才以下であること。

(スチューデント部門)

- 6)発表年月日において学生として在籍する学生会員、または発表年の途中まで学生会員として在籍した個人正会員、または、学術講演会委員会において資格ありと認められた者。
- 2 論文発表者で、会員外(協賛学協会会員および非会員)の者は表彰対象としない。

(選定)

第4条 講演奨励賞選定委員会は、候補者より受賞対象者を選定し、理事会に推薦する。会長は、理事会に諮り、受賞者を決定する。

(表彰)

- 第5条 受賞者は、本会定例総会、または学術講演会にて表彰する。
 - 2 受賞者には表彰式において賞状を授与する。

(内規)

第6条 受賞対象者の選定を行うにあたり、上記委員会は、必要があれば選定基準内規を作成し、理事 会の議を経て、これを規定する。

(規程の改廃)

- 第7条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。
- 付則 この規程は2020年9月26日から施行し、2020年9月26日から適用する。